

## 改葬手続の手順

- ①. 

<u>受入場所の確保</u>
----------------

  
(新規、霊園・お寺・合葬 発行)  
↓  
⇒ 新たにお骨を埋蔵する場所確保  
⇒ 使用許可書(受入証明書)
- ②. 

<u>改葬申請書作成</u>
----------------

  
↓  
⇒ 移動するお遺骨の氏名・死亡年月日  
性別等々記入
- ③. 

<u>改葬申請書内容確認</u>
------------------

  
↓  
⇒ 旧墓所管理事務所に申請書を提出  
代表者の署名・捺印を貰う
- ④. 

<u>市町村役場に書類提出</u>
-------------------

  
(添付書類=受入証明書・使用許可書)  
↓  
⇒ 旧墓所等の所在する市町村役場に  
書類提出し内容確認をもらう
- ⑤. 

<u>改葬許可書発行</u>
----------------

  
↓  
⇒ 市町村役場より発行(事務手数料  
400円前後)
- ⑥. 

<u>お骨だし</u>
-------------

  
(ご住職にお骨だしの供養依頼)  
↓  
⇒ 旧墓所、管理事務所に改葬許可書  
を確認して貰いお骨だしが出来ます
- ⑦. 

<u>新規、墓所にお骨収め</u>
-------------------

  
(ご住職に納骨の供養をして貰う)  
但し、宗教により異なります  
⇒ 新規、墓所管理事務所に改葬許可書  
を提出して納骨

※ 返還の場合は ⑤～⑥の間に返還申請を旧墓所の管理事務所に申し出て  
必要な添付書類を提出 ( 添付書類に関しては各、霊園事務所で必要とする  
物が異なる事が有ります) し ⑥の骨出し後に更地工事 ( 墓石・外柵・納骨棺  
・他 付属の撤去 ) 契約を石材材店と交わす。

千葉県松戸市河原塚389-1

有限会社 鈴木家石材店

代表取締役 鈴木 裕之

TEL 047(387)0657 FAX 047(385)8749

URL <http://www.suzunoya-st.jp/>